

◎株式会社の解散・清算手続のスケジュール◎

※株主総会の決議で解散する場合

登記手続
税務手続
社会保険・労働保険手続

2010/2月現在  
真法律会計事務所

(消費税別途)

	手続の流れ	手続先機関	スケジュール	スケジュール例 (解散予定日3月31)	法定期限など	手続報酬	費用等	備考
1	株主総会 (解散決議及び清算人選任決議等)		/	3月31日				
2	<b>解散の日</b>		/	<b>3月31日</b>				
3	解散公告	国立印刷局	/	4月1日	解散日翌日以後遅滞なく (会社法499条)		官報公告費用	官報公告掲載の申込期限は 掲載の2,3週間前
4	解散・清算人就任の登記	法務局	/	4月上旬	解散の日から2週間以内 (会社法926条)		登録免許税 39000	
5	株主総会 (財産目録及び貸借対照表の承認)		/	4月中旬	清算人就任後遅滞なく (会社法492条)			
6	解散届の提出	税務署 都道府県税事務所 市町村	/	4月中旬 (登記完了後)	解散後遅滞なく			・異動届 ・給与支払事務所の廃止届出書 等
7	社会保険手続	社会保険事務所 又は健康保険組合	/	4月中旬 (登記完了後)	事実があった日から5日以内			・健康保険・厚生年金保険 適用事業所全廃届 ・被保険者資格喪失届 等
8	労働保険手続	労働監督基準署等	/	4月中旬 (登記完了後)	事業所を廃止した日の 翌日から50日以内			・労働保険確定保険料申告書 ・労働保険料還付請求書 等
		ハローワーク	/	4月中旬 (登記完了後)	事業を廃止した日の 翌日から10日以内			・雇用保険適用事業所廃止届 ・被保険者資格喪失届 ・離職証明書 等
9	住民税特別徴収に関する届出提出	区役所等	/	4月中旬 (登記完了後)	解散後遅滞なく			
10	解散事業年度の確定申告書提出	税務署 都道府県税事務所 市町村	/	5月下旬	解散の日の翌日から 2ヶ月以内			
11	銀行口座閉鎖		/	5月下旬				
12	残余財産の確定		/	6月上旬	官報広告掲載の翌日から 2ヶ月経過後			
13	清算確定申告書提出	税務署 都道府県税事務所 市町村	/	6月中旬	残余財産確定の日の翌日 から1ヶ月以内(残余財産の分 配が行われる場合はその日の 前日まで)(法人税法104条)			
14	残余財産の分配		/	6月下旬				
15	株主総会 (清算終了の社員の承認決議)		/	6月下旬	清算事務終了後(残余 財産分配後等)遅滞なく (会社法507条)			
16	<b>清算終了登記</b>	法務局	/	7月上旬	株主総会終了後 2週間以内 (会社法929条1項1号)		登録免許税 2000	★法人格消滅
17	清算終了届の提出	税務署 都道府県税事務所 市町村	/	7月下旬 (登記完了後)	清算終了後遅滞なく			・異動届
<b>合計</b>								

スケジュールについての留意事項

※上記は中小規模の株式会社の一時的なスケジュール例であり、会社の規模や種類、関係諸官庁の混雑状況などにより異なる場合があります。

※解散の決議日(1)と解散日(2)の間の期間が空きすぎると、別途登記が必要になる場合があります。

※株式会社の場合は、解散日の翌日を初日として、その日から1年が「清算事業年度」となります。清算手続が長引くと株主総会や予納申告が必要となります。(会社法494条、法人税法14条)

※清算人は清算終了登記の時から10年間、清算株式会社の帳簿並びに事業及び清算に関する重要な書類を保存しなくてはなりません。(会社法508条)

最短手続可能日数

3ヶ月程度